

誓約書

所在地	指宿市
市営住宅名	

私は、令和 年 月 日付けをもって上記市営住宅（以下「住宅」という。）の使用許可を受けましたが、使用については、行政財産の使用許可書はもとより、指宿市公有財産管理規則、指宿市営住宅管理条例、同条例施行規則その他関係法令及びこれらに基づく指示命令に従い、その義務を堅く守ることを誓約します。

なお、使用期間が満了したとき、使用許可が取り消されたとき、又は使用者及び同居者が暴力団員であることが判明したときは、住宅を現状に復して、指定された期日までに返還することを誓約します。

令和 年 月 日

使用者

住所 _____

氏名 _____ 印 （自署の場合、印は不要）

電話番号 _____

生年月日 _____ 年 月 日

指宿市長 殿

（裏面へ続く）

住宅使用上の主な留意事項

- 1 敷金は全額免除とします。
- 2 家賃は全額免除とします。
- 3 使用者及び同居者以外の者を同居させることはできません。
- 4 出生、死亡、転出などにより同居者に異動があったらすぐに届け出てください。
- 5 使用者が死亡又は住宅を返還したときに同居者が引き続き使用を希望するときには、市長の承認が必要です。
- 6 1か月以上使用しない場合は、届け出てください。
- 7 他の者に貸したり、使用の権利を他の者に譲り渡すことはできません。
- 8 他の用途には使用できません。やむを得ない事由により一部を他の用途に使用しようとするときは、市長の承認が必要です。
- 9 模様替え、増築及び工作物の設置をすることはできません。
- 10 住宅や共同施設の修繕等について
 - (1) 使用者の責めに帰すべき事由により滅失又はき損したときは、使用者の責任において原形に復し、又はその費用を賠償してください。
 - (2) (1)以外の事由による場合は、届け出てください。
- 11 次の行為は、厳に慎んでください。
 - (1) 犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫、鶏、鳩などを飼育すること。
 - (2) 保安上、風紀衛生上有害なものを持ち込むこと。
 - (3) 住宅の内外を乱雑にして外観を損なうこと。
 - (4) その他、他の住宅入居者の良好な生活環境を阻害し、迷惑を与えること。
- 12 住宅を返還するときには、次のことを守ってください。
 - (1) 返還する5日前までに市長に届け出て検査を受けてください。
 - (2) 使用期間に関係なく、畳の表替え・ふすまの張替えなど、返還時における使用者が行うべき修繕等の内容基準(別紙1)により、必要な修繕等を行います。
 - (3) 使用中に模様替え、増築又は工作物の設置をしていたときは、検査前までに使用者の費用で原状回復又は撤去を行ってください。
- 13 次のいずれかに該当する場合は、返還を請求することになります。返還の請求を受けたときは、速やかに返還してください。
 - (1) 使用に関し不正な行為があったとき。
 - (2) 正当な理由がなく1か月以上使用しないとき。
 - (3) 住宅や共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 使用者及び同居者が暴力団員又は役員(経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者を含む。)が暴力団員である法人であることが判明したとき。
 - (5) 指宿市公有財産管理規則、指宿市営住宅管理条例又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。
 - (6) 市長が管理上必要と認めたとき。
- 14 地方自治法、指宿市公有財産管理規則、公営住宅法、指宿市営住宅管理条例、同条例施行規則その他関係法令及びこれらに基づく市長の指示命令を厳守してください。

返還時における使用者が行うべき修繕等の内容基準

住宅を返還されるときは、使用者は下記の事項を行っていただくことになります。

※使用者の原因による修繕等の必要を生じたものは、当該使用者に負担していただきます。

部屋	部 位	状 況	修 繕 方 法
共 通 項 目	天井	クレヨンなどの落書き、インク、墨のしみ、突き傷、手形、手あかの汚れ、額・ポスター跡の甚だしい変色、入居者による汚れ・破損と認められるもの	清掃、補修 塗装(面単位)
	壁	クレヨンなどの落書き、インク、墨のしみ、突き傷、手形、手あかの汚れ、額・ポスター跡の甚だしい変色、入居者による汚れ・破損と認められるもの	清掃、補修 塗装(面単位)
		クーラー等の取り付け跡及び配線	補修、撤去
		コンセント、ローゼット(コード引出口)、スイッチ類でプレートが破損しているもの	取替
	外部建具	建具障子、網戸、附属金物の破損	補修、取替
	内部建具・扉	枠、敷居、鴨居等で、釘跡等入居者による汚れ・破損と認められるもの	補修、取替
		建具金物、ちょうつがい、取手、戸車の破損	取替
	ふすま・障子	状況にかかわらず実施	貼替
		縁、中骨の折れたもの	補修、取替
	鍵・錠	破損したもの	取替
		滅失したもの	錠(鍵共)取替
		取手、握玉の破損	取替
	ガラス	破損したもの(部分的な破損、ひび割れを含む)	取替
落書き、シール等の貼跡などの汚損		清掃、取替	
電球	当初設置の照明器具の破損、球切れグロー球不良	取替	
玄 関	玄関扉	落書き、シール等の貼跡などの汚損	清掃
		ドアチェック、用心鎖、のぞき穴、のぞき窓、牛乳受、ちょうつがい、建具金物等の汚損・破損、	補修、取替
	天井・壁	共通項目による	
	床	縁甲板、床パネルの重量物の落とし傷によるへこみ、破損	補修
		カーペット等の貼跡	清掃・補修
チャイム	プレートの破損(本体の取替は市)	取替	
電球	共通項目による		
台	流し台	扉の開閉不良	調整
		コンロ台、シンクの錆、油汚れ	清掃
		シンク、トラップ、排水管の水漏れ、詰まり	補修、器具取替
	水栓	本体及び部品の破損・滅失	取替
	換気扇	油等で汚損したもの	清掃
		羽根、シャッター、ウェザーカバーで破損しているもの	取替
ガスコック	ノズル紛失、コック開閉不良のもの	取替	

所	天井・壁	共通項目による	
	床	玄関による	
	棚	汚れの甚だしいもの	清掃
		棚板の破損しているもの	取替, 補修
電球	共通項目による		
洋室	天井・壁	共通項目による	
	床	玄関による	
	電球	共通項目による	
	その他	カーテンレールの破損	取替
和室	畳表	状況にかかわらず実施	ゴザ替(取替)
	畳縁	状況にかかわらず実施	取替
	畳床	こげ穴, 切り傷等が床まで達しているもの	取替
		入居者の不注意で漏水による床の腐れ	取替
	天井・壁	共通項目による	
	電球	共通項目による	
その他	洋室による		
便所	天井・壁	共通項目による	
	床	玄関による	
	便器	本体及び部品の破損しているもの	取替
		フラッシュバルブ, 同パッキンの破損による漏水	取替
		便器, 汚水管の詰まり	清掃
		ロータンク及び内部金具の破損	取替
	手洗器	本体の破損	取替
		水栓本体及びパッキンの破損	取替
	ペーパーホルダー	本体の破損	取替
	電球	共通項目による	
浴室・物置	床	玄関による	
		ユニットバス, 洗濯機パンの破損, 排水管の水漏れ・詰まり	補修
		トラップ, 目皿等の破損, 紛失	取替
	天井・壁	共通項目による(カビについては清掃程度とする)	清掃
		天井・壁合板の破損	補修
	水栓	本体及びパッキンの破損	取替
	ガスコック	ノズルの紛失	取替
浴槽・バランズ釜	本体の破損	取替	
電球	共通項目による		
押入	棚板	結露によるはく離・腐れ以外の破損・汚損	補修・清掃
バルコニー	床	雨どい, 床の破損	取替
		排水, 金物の破損	取替
		とい及び排水金物のつまり	清掃
	仕切板	破損	取替

その 他	すだれ掛け	自然的な錆滅以外による破損	取替
	テレビ端子	プレート破損(本体の取替は市)	取替
	増改築	増改築を行い、原形に復旧されてないもの	原形復旧
	模様替	風呂釜, 浴槽の残置物	撤去
	外柵	専用庭の柵で破損しているもの	補修
排水管・ト ラップの詰 まり・漏水		補修・取替	